



質問

総会招集の際、配付資料に議決権行使書等の様式を添付しなくても問題ありませんか。

(相談概要)

あるマンションの総会招集では、配付資料に議決権行使書様式を添付せず、出席票と委任状のみ添付しており、これは当該管理組合が慣習的に行ってきたものです。

最近になって、本件は議決権行使の制限に当たるとして、一区分所有者から問題指摘がなされましたが、これについて総会招集者である理事長は責任を問われますか。



回答

区分所有法第39条（議事）第2項、およびマンション標準管理規約第46条（議決権）第4項ともに、区分所有者の書面による議決権行使を認めていますので、議決権行使書の提出を拒否することは認められません。

ただ、総会資料に当該様式を添付していないこと自体は、議決権行使書の提出を拒否するものではなく、また、議決権行使を制限するものでもありませんので、理事長が責任を問われることはありません。書面により議決権を行使したい区分所有者は、当該様式の提供が無くとも、自身で議決権行使書を自由に作成して提出すればよいということになります。

本来、総会招集者に当該様式を準備する義務はありませんが、できるだけ多くの区分所有者の意向を反映した議事を行うため、議決権を行使し易い環境を整えることが求められます。出席票、委任状に加えて、所定の様式を添付するのが望ましいでしょう。

区分所有法

(議事)

第39条 集会の議事は、この法律又は規約に別段の定めがない限り、区分所有者及び議決権の各過半数で決する。

- 2 議決権は、書面で、又は代理人によって行使することができる。
- 3 区分所有者は、規約又は集会の決議により、前項の規定による書面による議決権の行使に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。以下同じ。)によって議決権を行使することができる。

<ご利用上の注意>

○本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。

○本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。

個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。

○本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。